

各 位

江別市健康福祉部障がい福祉課長

障害支援区分の更新に係る臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害支援区分の更新にあたっては、市職員等認定調査員が居宅や施設等を訪問し、本人や家族、施設職員などから本人の心身の状況について、対面による聴き取りのうえ実施しているところではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止の観点から、一部の障がい福祉サービス事業所及び医療機関（以下、「事業所等」という。）においては、可能な限り外部の者との接触機会を遡減させるため、入所者・入院患者との面会を一律に禁止する等の措置を実施しているところです。

また、貴事業所等を現に利用されている方の中には、障害支援区分を取得したうえでサービスを利用し、今年度中に障害支援区分に係る期限の到来を迎える方も一定数いるものと推察いたします。

このことから、事業所等において種々の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を実施していただいていることに鑑み、障害支援区分の更新に係る取扱いについては、以下のとおり臨時的な取扱いを実施しますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本取扱いについては、本市支給決定者に係る取扱いであり、他市町村の支給決定者については、援護実施者の取扱いによりますので、あわせてご承知おきください。

記

1 臨時的な取扱いの内容

障害支援区分の更新に伴う認定調査は行わないこととして、障害支援区分に係る現在の支給期間に、新たに下記期間を合算する。ただし、新たに障害支援区分を取得する場合、又は既に障害支援区分を取得している方で、区分変更を希望する場合については、なお従前のおり（本取扱いの対象外）とする。

No.	対象者	対象となる受給者証の期限	合算する月数
(1)	・入所施設に入所している方 ・共同生活援助に入居している方 ・病院に入院している方	令和 2 年 5 月末～ 令和 3 年 3 月末	一律 12 ヶ月
(2)	・在宅にて生活している方	令和 2 年 5 月末～ 令和 2 年 10 月末（※）	一律 6 ヶ月

（※）受給者証の期限が、令和 2 年 11 月末以降の方は、本取扱いの対象外。

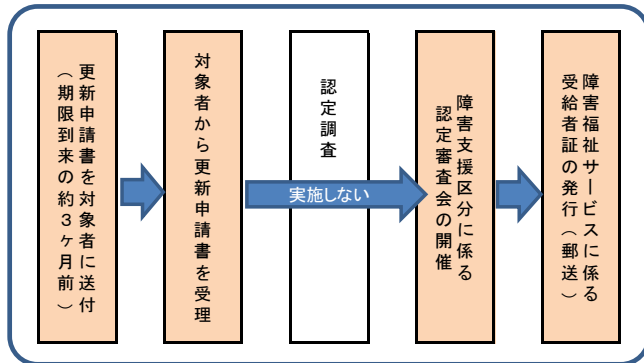
（裏面に続く）

## 2 本取扱いの期間

本通知日から適用し、令和3年3月31日までの取扱いとする。ただし、上記1(2)の対象者は、障害福祉サービスに係る受給者証の期限が令和2年10月末までとする。

## 3 障害福祉サービス受給者証について

本取扱いの実施にあたり、合算後の受給者証の発行フローは以下のとおりであり、受給者証の期間は下記4の場合を除き、障害支援区分の支給期間と同一とする。



## 4 計画相談支援に係る障害福祉サービス受給者証について

計画相談支援を利用している対象者が障害支援区分の更新申請をする場合、当該相談支援事業所からサービス等利用計画書(以下、「計画書」という。)の提出が必要となり、障害支援区分が更新された場合、計画相談支援の支給期間は同期間を限度として更新される場所であるが、本取扱いを実施することにより、更新申請時の計画書提出から比較的短期間(最短6ヶ月後)のうちに、再度、計画書を提出しなければならないこととなる。

このことから、計画書の再提出を不要とするため、計画相談支援に係る受給者証のみ、従前どおりの支給期間で発行することとする。

なお、計画相談支援に係る受給者証の期限については、システムの都合上、障害支援区分の支給期間を超えての作成ができないことから、期限を手書きで修正・記載し、かつ、訂正印として「江別市役所」のゴム印を記すこととして対応する。

## 5 対象者への周知

障害支援区分の更新時期が到来する者に対しては、期限が到来するおよそ3ヶ月前に申請書を郵送(申請勧奨)しているところであるが、その際、本取扱いに係る案内文を同封し、周知する。

## 6 留意事項

- (1) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時的な取り扱いであること。
- (2) 本取扱いは、障害支援区分の更新に係る認定調査を実施せず、支給期間を一律に延長する措置であり、障害福祉サービスを継続して利用する場合は、従前どおり、申請書の提出は必要であること(上記3のフロー図参照)。
- (3) 今後の感染状況によっては、合算期間を延長することもあり得ること。

(障がい福祉係)